

理由書

本理由書は、朝霞都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 朝霞都市計画区域の位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南部に位置しています。

また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【3・4・8号 黒目川通線】

本路線は、新座市大字片山字大下を起点とし、志木市大字宗岡字新田に至る延長約5,180m、幅員18mの幹線街路です。

II 変更の理由

3・4・8号黒目川通線は、新座都市計画道路3・3・1号保谷朝霞線及び新座都市計画道路3・4・2号東京小諸バイパスとの交差点における交通の円滑化を図るため、同交差点の交差構造を立体交差に変更することに伴い、一部区間の線形、区域及び延長を変更するものです。

併せて、車線の数を2と定めるものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・8号 黒目川通線	約5,170m (約5,180m)	2車線 (一)	18m	<ul style="list-style-type: none">・一部区間の線形変更・一部区域の変更・延長の変更・交差構造の決定・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

なし